

鏡石町公布第 6 5 号

鏡石町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

鏡 石 町 長

木 賊 正 男

1 令和 8 年 鏡石町条例第 1 4 号

鏡石町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の
一部を改正する条例

鏡石町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例（令和３年鏡石町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和８年３月３１日」を「令和１１年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鏡石町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第２条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。